

滋賀県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「法」という。)第37条の規定に基づき、滋賀県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む滋賀県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置について必要な事項を定める。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滋賀県における地球温暖化の現状および地球温暖化対策に関する知識の普及ならびに地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者であり、自ら活動計画を企画する等により地域の中で自主的、主導的な活動を行える者であること。
- (2) 滋賀県内の活動に参加できること。
- (3) 満18歳以上であること。

(選任)

第3条 知事が適当と認める者を推進員として委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年間とし、再任は妨げない。ただし、現推進員の任期中において、必要に応じ委嘱を行う場合の当該推進員の任期は、現推進員の任期の残任期間とする。

(解嘱)

第5条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができます。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められたとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 推進員が第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 推進員から申し出があったとき。
- (5) その他推進員として適当でないと認められたとき。

(推進員の身分)

第6条 推進員はボランティアとしての活動を行うものであり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3号に規定する特別職の身分を保有するものではない。

(活動)

第7条 推進員は、自らの日常生活において地球温暖化対策を実践すること、および推進員としての資質の向上に努めることを前提として、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 住民に対して、地球温暖化対策の推進を図るための普及啓発活動を行うこと。
- (2) 効果的な普及啓発活動を行うために、企画立案、調査研究を行うこと。
- (3) 住民からの地球温暖化対策に関する相談に応じるとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導および助言を行うこと。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、情報の提供その他の協力をすること。

- (5) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国、県、市町等が行う施策の推進に協力すること。
- (6) 活動を通じて得た地球温暖化対策に関する情報を県に提供すること。

(報告)

第8条 推進員は年度ごとの活動結果を当該年度の3月10日までに知事に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進員の委嘱に関する庶務は滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課が行う。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は平成12年8月11日から施行する。
- 2 この設置要綱施行当初において推進員を委嘱されるものの任期は、第4条の規定に関わらず平成14年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は平成15年12月17日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

- 2 この設置要綱施行当初において推進員を委嘱されるものの任期は、第4条の規定に関わらず平成28年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は平成28年5月27日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。